



2015年2月24日

各 位

会 社 名 株式会社オリエンタルランド
代表者名 代表取締役社長 上西 京一郎
(コード番号 4661 東証第1部)

株式分割ならびに株式分割に伴う定款の一部変更
および株主優待制度の配布基準変更に関するお知らせ

当社は、本日、株式分割ならびに株式分割に伴う定款の一部変更および株主優待制度の配布基準の変更を行うことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものです。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2015年3月31日(火曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主様の所有する普通株式を、1株につき4株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	90,922,540株
今回の分割により増加する株式数	272,767,620株
株式分割後の発行済株式総数	363,690,160株
株式分割後の発行可能株式総数	1,320,000,000株

(3) 日程

基準日公告日	2015年3月16日(月曜日)
基準日	2015年3月31日(火曜日)
効力発生日	2015年4月1日(水曜日)

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2015年4月1日をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変 更 前	変 更 後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億3,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>13億2,000万株</u> とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日	2015年4月1日(水曜日)
------------	----------------

3. 株主優待制度の配布基準変更について

(1) 変更の理由

当社では9月30日、3月31日の年2回を基準日とし、その時点における株主名簿に記録の所有株式数に応じて、株主用パスポート*を配布しております。

今回の株式分割に併せ、株主優待制度の配布基準を変更いたします。

なお、今回の株式分割は2015年4月1日に効力が発生いたしますので、2015年3月31日を基準日とする株主優待は、従来どおりの基準(下記「(2) 変更の内容」に記載の【変更前】の基準)に基づき、配布させていただく予定です。

* 東京ディズニーランドまたは東京ディズニーシーどちらかのパークでご利用いただける有効期間が1年間の1デーパスポート。入園制限中や特別営業時間(年越し特別営業など)は、ご利用いただけません。

(2) 変更の内容 (下線部分は株式分割後の実質的な変更箇所)

【変更前】

所有株式数	9月末	3月末	合計
100株未満	—	—	—
100株以上	1枚	1枚	2枚
200株以上	2枚	2枚	4枚
300株以上	3枚	3枚	6枚
400株以上	4枚	4枚	8枚
500株以上	5枚	5枚	10枚
3,000株以上	6枚	6枚	12枚

【変更後】

所有株式数	9月末	3月末	合計
<u>100株以上</u>	—	<u>1枚</u>	<u>1枚</u>
400株以上	1枚	1枚	2枚
800株以上	2枚	2枚	4枚
1,200株以上	3枚	3枚	6枚
1,600株以上	4枚	4枚	8枚
2,000株以上	5枚	5枚	10枚
<u>2,400株以上</u>	6枚	6枚	12枚



4. その他

(1) 株式分割の割合について

当社では、投資単位当たりの金額を引き下げることが、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大に有効であると認識しておりますが、過度な株式分割による急激な株価の変動は市場に混乱を生じさせる恐れもあり、慎重に検討する必要があると考えております。今回の株式分割に当たっては、過去の株価水準などを総合的に勘案のうえ、割合を決定いたしました。

(2) 資本金の金額の変更について

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(3) 配当について

今回の株式分割は、2015年4月1日を効力発生日としておりますので、2015年3月31日を基準日とする2015年3月期の期末配当金は、株式分割前の株式数が対象となります。なお、2015年3月期の期末配当予想に関しては、1株当たり70円00銭に変更ありません。

以上